

平成29年労第327号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「事業場」という。）に雇用され、システムエンジニアとして就労していた。
- 2 請求人によると、担当していた装置の不具合の多発等により業務負荷が増大し、平成〇年〇月頃には業務による強い心理的負荷により母親からも認識されるほどの精神的変調をきたしていたが、同年〇月以降は更に業務量が増加したという。請求人は、同年〇月〇日、自殺を試みるが失敗し、同人から連絡を受けた上司の勧めでC病院に受診し、平成〇年〇月頃には「双極性障害」（以下「本件疾病」という。）を発病していたと診断された。
- 3 請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は平成〇年〇月頃に本件疾病を発病し、遅くとも同年〇月〇日までには悪化していたと認めたとうえで、発病前おおむね6か月間には業務による強い心理的負荷は認められないとし、悪化前おおむね6か月間に極度の長時間労働が認められるとして、同日を算定事由発生日とし、給付基礎日額を〇円として、これを支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。本件は、請求人が本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

1 請求人

(略)

2 原処分庁

(略)

第4 争 点

本件処分における給付基礎日額が、監督署長において算定した〇円を超えるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、給付基礎日額の算定に当たり、自宅でパソコンを用いて作業していた時間などを時間外労働時間に含めるなどして実際の労働時間を適正に算定し、時間外労働時間の割増賃金を算定した上、給付基礎日額を決定すべきである旨主張する。

(2) しかし、決定書理由に説示のとおり、請求人に明らかな持ち帰り残業があったとする事実を確認できるものはなく、監督署長の認定した時間外労働時間を超えて労働していたと認めることはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。